

議案第 19 号

筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例の制定について

筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例を別紙のとおり制定する。

令和6年 2月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川市で共同設置する筑紫地区障害支援区分等審査会について、太宰府市が令和6年度から庶務の処理を担当するに当たり、審査会に関する予算を特別会計として設置するため、条例を制定する必要が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項及び筑紫地区障害支援区分等審査会の共同設置に関する規約（平成18年規約第1号）第7条の規定により、筑紫地区障害支援区分等審査会事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計を設置する。

（歳入及び歳出）

第2条 この会計においては、分担金及び負担金、諸収入をもって歳入とし、報酬、給料、旅費、委託料その他諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。